

**改正**

平成16年3月24日条例第1号

平成28年3月22日条例第21号

稚内市消費生活安定条例

(目的)

**第1条** この条例は、他の法令に定めがあるものを除くほか、日常の経済生活又は経済の異常な事態における消費者の安全と利益の擁護及び増進に関し、市及び事業者の責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、基本的な施策を定めその施策の推進を図り、もって消費者の権利の確立と市民の消費生活の安定と向上に資することを目的とする。

(市長の責務)

**第2条** 市長は、前条の目的達成のため、市民の協力を求めその施策の実現に務めるものとする。  
2 市長は、前項の施策を実施するに当たって必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体並びに関係業界等に対し協力を求め、又は要請するなど適切な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

**第3条** 事業者は、その供給する物資又はサービス（以下「商品等」という。）について危害の防止、品質及び技術の向上など消費者の安全と利益を確保するために必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する施策に協力するものとする。

(消費者の役割)

**第4条** 消費者は、消費生活の安定と向上を図るため消費生活に必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

(商品等の危害の防止)

**第5条** 市長は、事業者が供給する商品等のうち、その安全性に疑いのある商品について必要があると認めるときは、関係機関の協力を得て検査を行うとともに、各種の情報を収集し、市民に提供するものとする。  
2 市長は、前項の商品について必要があると認めるときは、その製造、輸入、販売及び使用に関して適切な措置を講ずるよう関係行政機関及び当該事業者に対し要請するものとする。

(表示の適正化等)

**第6条** 事業者は、商品等の内容、価格及び宣伝等について適正な表示をするように努めなければ

ならない。

(計量の適正化)

**第7条** 事業者は、消費者に商品を提供する場合、消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。

(包装の適正化)

**第8条** 事業者は、消費者に供給する商品等について、その内容を誇張し、又は必要以上に過大若しくは過剰な包装をしないよう適正な包装に努めるものとする。

(情報の収集及び調査)

**第9条** 市長は、必要に応じて市民の日常の消費生活に関連性の高い商品等（以下「生活関連物資」という。）の需給状況及び価格の動向に関し適確な情報を収集し、その結果を必要に応じて市民に提供するものとする。

2 市長は、前項の情報収集の結果、必要があると認めるときは、事業者の協力を得てその実態を調査することができる。

3 生活関連物資については、市長がその都度定める。

(指導及び要請)

**第10条** 市長は、前条第2項の調査に基づき生活関連物資の円滑な流通を妨げ、又は不適正な価格で販売する等の行為を行っている事業者があると認められるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 市長は、前項に規定する指導を行った後、なお当該事業者が適正な措置を講じないときは、関係行政機関に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(生活物資調査員)

**第11条** 市長は、第9条第2項に規定する調査を行うため、生活物資調査員（以下「調査員」という。）を置く。

2 調査員は、適当と認められる市職員のうちから市長が任命する。

3 前項の職員が調査を行う場合は、身分証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

(苦情の処理等)

**第12条** 市長は、市民の消費生活に関する相談を受けたときは、速やかに処理し、又はあっせん等に努めるとともに、相談に応ずる体制の整備に努めるものとする。

2 事業者は、消費者からの苦情を適切かつ速やかに処理するとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

(消費生活モニター)

**第13条** 市長は、消費生活に関する情報及び意見の提供を行わせるため、消費生活モニター（以下「モニター」という。）を置く。

2 モニターの数は30人以内とし、市長が委嘱する。

3 モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のモニターの任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会)

**第14条** 市民の消費生活の安定と向上を図るための基本的な事項を審議するため、市長の諮問機関として、稚内市消費生活安定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 4人以内

(2) 消費者代表 4人以内

(3) 事業者代表 4人以内

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

5 会長は、審議会を代表するとともに、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

7 会議は、委員の半数以上の出席で成立し、その議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、消費生活に関する説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(消費者の啓発)

**第15条** 市長は、消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるよう、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する教育の充実等の施策を講ずるものとする。

(消費者活動の育成)

**第16条** 市長は、市民の消費生活の安定と向上を確保するため、自主的な消費者組織の育成及びその活動の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(他の地方公共団体等との協力)

**第17条** 市長は、第5条及び第9条の規定に関し必要があると認めるときは、他の地方公共団体の長又は関係行政機関に対し協力を要請するものとする。

2 市長は、他の地方公共団体の長又は関係行政機関から情報の提供及び本市の地域内の事業者に対する指導の要請があった場合には、その要請に応ずるものとする。

(規則への委任)

**第18条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成16年3月24日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。(後略)

#### 附 則 (平成28年3月22日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。